地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方税法第７２条の１１６第２項に規定する引上げ分の地方消費税の使途について、平成３０年度高鍋町一般会計決算における社会保障関連施策への充当状況を下記のとおり報告します。

（歳 入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　168,917　千円

（歳 出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　3,269,438　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	790,020	517,732	0	0	36,106	236,182
	老人福祉事業	89,303	677	0	17,151	9,478	61,997
	児童福祉事業	1,552,890	981,405	51,000	190,063	43,815	286,607
	小計	2,432,213	1,499,814	51,000	207,214	89,399	584,786
社会保険	国民健康保険事業	171,843	102,040	0	0	9,256	60,547
	後期高齢者医療事業	309,246	48,776	0	0	34,539	225,931
	介護保険事業	221,545	0	0	0	29,377	192,168
	小計	702,634	150,816	0	0	73,172	478,646
保健衛生	健康増進事業	42,795	156	0	18,200	3,241	21,198
	疾病予防対策事業	72,437	755	0	52,000	2,610	17,072
	母子福祉事業	19,359	172	0	15,453	495	3,239
	小計	134,591	1,083	0	85,653	6,346	41,509
合計		3,269,438	1,651,713	51,000	292,867	168,917	1,104,941